

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(5月分)

■令和8年5月1日～令和8年5月31日

令和8年5月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月11日	消費者庁が設置した「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム」を早期に開催し、行政による被害回復制度の導入を求める会長声明	福岡県弁護士会 会長 池田耕一郎	消費者庁は、詐欺的な悪質商法による深刻な消費者被害への対応に関する検証等を進めるため、2025年11月19日付で「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム(PT)」を設置した。しかし、設置後もPTは開催されていない。一方で、投資の実態に乏しく、出資金をそのまま配当に流用するような破綻必至の詐欺的商法による被害は後を絶たない。これらの事案の問題点は、表面上の配当で被害が顕在化しないまま急速に拡大し、被害が顕在化した時には個々の被害額および被害総額が極めて大きくなることである。しかも資産が既に散逸している場合が多いため、被害回復には早期の業務停止と資産確保が不可欠である。 2009年に制定された消費者庁及び消費者委員会設置法(附則第6項)では、政府に対し、加害者の不当収益を剥奪し被害者を救済するため財産の隠匿・散逸防止制度を含む対応を検討し、必要な措置を講じることが求められていた。これを受け、消費者庁は行政手法研究会を設置し2013年6月に報告書を取りまとめたが、その後、具体的な方策の検討が十分行われてきたとは言えない。その後2018年にはジャパンライフ事件やケフィア事業振興会事件といった巨額の消費者被害が生じたが、その責任の一端は具体的な方策の検討を怠った消費者庁にもあると言わざるを得ない。 内閣府消費者委員会では2023年8月に消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書を取りまとめ、行政庁による破産申立権限を検討すべきとの意見を述べた。2025年7月には消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書においても、消費者法制度を抜本的に再編・拡充すべきとした上で、深刻な被害を発生させる悪質事業者・悪質商法の市場からの排除を求めている。 その後も、野菜販売に仮託して出資を募った事案など破綻必至商法による被害は継続している。そこで、詐欺的悪質商法による被害防止と迅速な被害救済のため、消費者庁に対し、PTを早急に開催し、行政による破産申立制度等、悪質商法に対する行政による被害回復制度の導入を進めることを求める。

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月21日	【参考送付】組換えRSウイルスワクチン・アブリスボに関する要望書	薬害オンブズパースン会議 事務局長 水口真寿美	・要望の趣旨 組換えRSウイルスワクチン・アブリスボ(ABRYSVO)について、早産の潜在的风险を踏まえ、以下のとおり求める。 厚生労働省に対して、 1. アブリスボを定期接種の対象から外すこと 2. 仮に定期接種にとどめる場合でも、米国やフランスのように接種勧奨対象を妊娠32週以降36週までの妊婦に限定すること 厚生労働省およびファイザー株式会社に対して、 3. 添付文書を改訂して、早産の潜在的风险について注意喚起すること 4. 医療従事者および国民向けの情報提供資料にも早産の潜在的风险について明記すること

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から36件の意見等が寄せられました。

(内訳: 消費者安全関係:1件 取引・契約関係:2件 公益通報者保護制度関係:2件 食品表示関係:1件 表示関係(食品表示を除く):1件 デジタル・AI関係:9件 その他:20件)

寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。